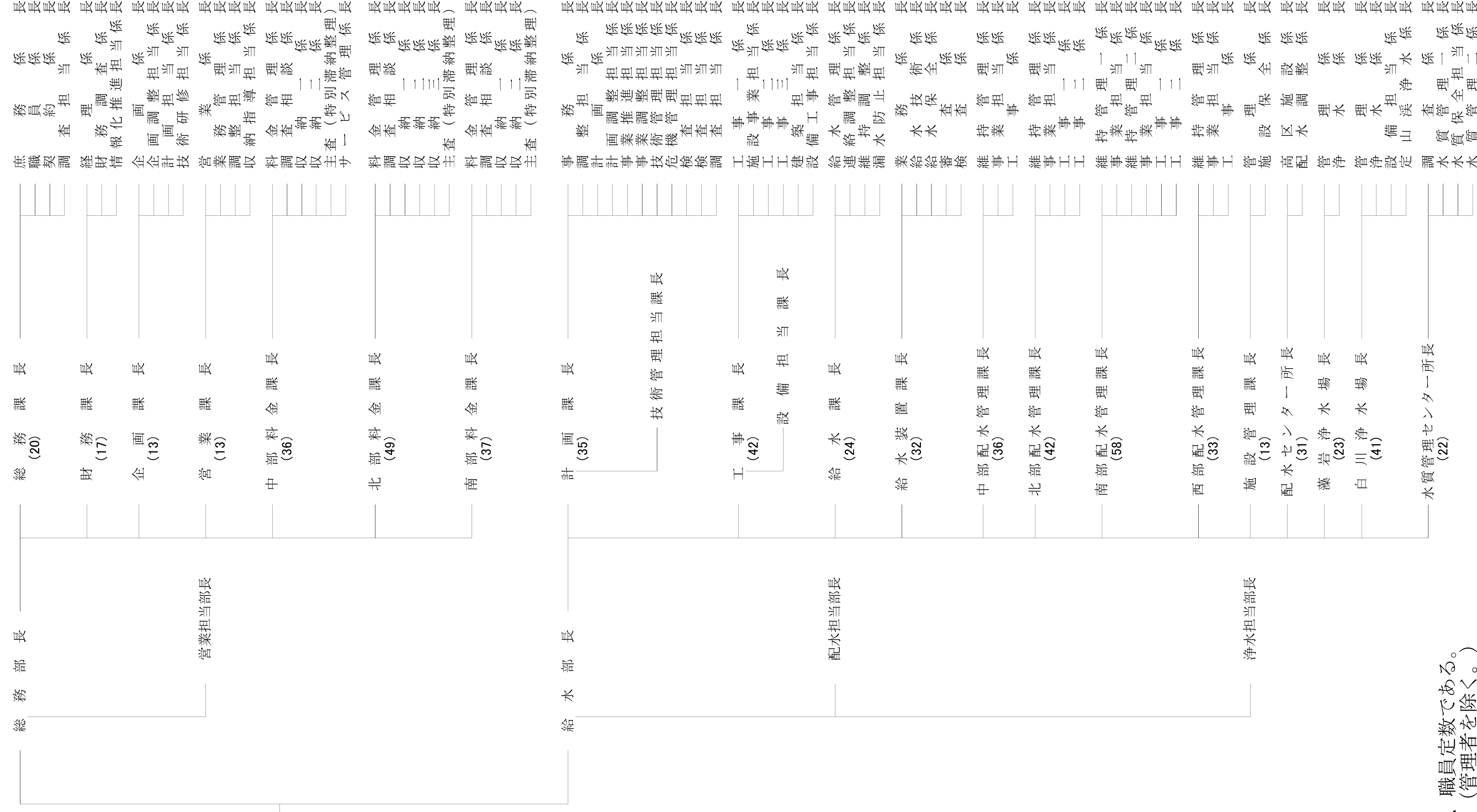


# VII 組織

## 1. 札幌市水道局組織図

令和3年3月31日現在



注：( ) 内の数字は、職員定数である。職員定数 合計 617名 (管理者を除く。)

## 2. 事務分掌（令和3年3月31日 現在）

### （総務部）

#### 総務課

- (1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関する事。
- (2) 重要文書の審査及び例規の編さんに関する事。
- (3) 公印の管理及び局内文書の收受発送に関する事。
- (4) 本局庁舎の維持管理及び庁中取締りに関する事。
- (5) 広報(災害その他の非常時におけるものに限る。)及び広聴に関する事。
- (6) 市議会及び委員会に関する事。
- (7) 職員の進退、身分及び給与に関する事。
- (8) 職員の衛生管理及び安全管理に関する事。
- (9) 労働組合に関する事。
- (10) 職員の福利厚生に関する事。
- (11) 工事又は製造の請負契約及び設計、工事監理、地質調査又は測量の委託契約並びに業務委託契約に関する事。
- (12) 物件の購入、修繕及び借受けの契約に関する事。
- (13) 工事又は製造の請負に係る検査立会い及び受渡しに関する事。
- (14) 物品の総括管理に関する事。
- (15) 不用品(水道資材を除く。)の受払い、保管及び処分に関する事。
- (16) 局内他部及び部内他課の主管に属しない事。

#### 財務課

- (1) 予算、決算及び財源調査に関する事。
- (2) 金銭の収支及び出納に関する事。
- (3) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (4) 部内経理の総括及び調整に関する事。
- (5) 水道料金制度に関する事。
- (6) 経営分析に関する事。
- (7) 業務の調査及び改善に関する事。
- (8) 業務状況の公表に関する事。
- (9) 財産(物品を除く。)の総括管理に関する事。
- (10) 水道事業に係る情報化の推進に関する事。

#### 企画課

- (1) 水道事業に係る中・長期の基本計画に関する事。
- (2) 水道事業に係る広報に関する事(総務課の所管に係るものを除く。)
- (3) 水道記念館の管理運営に関する事。
- (4) 水需給計画に関する事。
- (5) 事業運営手法の調査研究に関する事。
- (6) 環境施策に関する事。
- (7) さっぽろ水道サービス協会に関する事。
- (8) 職員の研修に関する事。

- (9) 海外技術研修の企画及び実施に関すること。

## 営業課

- (1) 水道料金(臨時に水道を使用する場合を除く。)の統括に関すること。
- (2) 水道使用の普及宣伝に関すること。
- (3) 各料金課業務の調査研究及び連絡調整に関すること。
- (4) 検針制度の調査、研究及び企画に関すること。
- (5) 水道料金システム並びにその関連システムの管理及び改良に関すること。

## 各料金課(中部・北部・南部)

- (1) 水道使用に係る届出等の受付及び処理に関すること。
- (2) 水道料金(臨時に水道を使用する場合を除く。)の収入及び滞納整理に関すること。
- (3) 水道メーターの点検及び使用水量の認定に関すること。
- (4) 水道使用(臨時に使用する場合を除く。)の監理に関すること。
- (5) 下水道使用料の徴収及び滞納整理に関すること。

## (給水部)

### 計画課

- (1) 施設整備事業計画に関すること(施設管理課の所管に係るものを除く。)
- (2) 施設整備事業に伴う用地取得及び許・認可に関すること。
- (3) 水源の調査研究に関すること。
- (4) 近隣の市町村との連絡管の整備に関すること。
- (5) 水道水源の保全に関すること。
- (6) 白川浄水場改修計画に関すること。
- (7) 水道施設工事の施行技術に係る調査研究に関すること。
- (8) 工事等の設計審査及び検査に関すること。
- (9) 局の危機管理及び防災に関すること。
- (10) 札幌市水道施設整備事業評価委員会の庶務に関すること。
- (11) 部内経理の総括及び調整に関すること。
- (12) 部内他課(配水センター、浄水場及び水質管理センターを含む。)の主管に属しないこと。

### 工事課

- (1) 水道施設及び水道局庁舎の建設及び改修の実施計画並びにこれらに係る工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 配水管工事の調査、設計及び施行並びにこれらに係る連絡調整に関すること。

### 給水課

- (1) 給・配水管工事の計画調整に関すること。
- (2) 給・配水管工事関係業務及び給水装置工事関係業務の連絡調整に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)
- (3) 給・配水管工事関係及び給水装置工事関係の諸統計の作成に関すること。
- (4) 配水管及び給水装置の維持管理計画並びにこれに係る連絡調整に関すること。
- (5) 給・配水管の維持に係る調査研究に関すること。
- (6) 配水調整に係る計画及び連絡調整に関すること。
- (7) 水道メーターに係る調査研究及び審査に関すること。
- (8) 給・配水管用材料等の調査、研究、改良開発及び審査に関すること。

- (9) 漏水防止対策に関すること。
- (10) 貯蔵品の調達計画、需給調整及び出納保管に関すること。
- (11) 貯蔵品並びに総務部長が指定した直払品及び固定資産の検収に関すること。
- (12) 不用品(水道資材に限る。)の受払い、保管及び処分に関すること。
- (13) 道路占用許可申請に関すること。

#### 給水装置課

- (1) 給水装置工事の設計及び施行に関すること。
- (2) 給水装置材料等の調査、研究及び改良開発に関すること。
- (3) 給水装置工事関係業務の調査、研究及び企画に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (5) 開発行為等に伴う給水管工事等に係る指導及び連絡調整に関すること。
- (6) 給水装置工事の相談、申込み等の受付、設計審査及び検査に関すること。
- (7) 給水装置工事の設計審査及び検査に伴う手数料、給水装置に係る加入金並びに臨時に水道を使用する場合の水道料金の収入に関すること。
- (8) 貯水槽水道等に係る指導に関すること。

#### 各配水管理課（中部・北部・南部・西部）

- (1) 給・配水管工事の調査、設計及び施行に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)
- (2) 配水管及び給水装置の維持管理に関すること。
- (3) 水道メーター取替工事の設計及び施行に関すること。
- (4) 給水装置の相談に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)
- (5) 給・配水管工事に係る収入金の収入に関すること(給水装置課の所管に係るものを除く。)

#### 施設管理課

- (1) 水道施設(配水管を除く。)に係る運用計画及び調査研究に関すること。
- (2) 配水センター、浄水場及び水質管理センターの連絡調整に関すること。
- (3) 水源に係る関係機関との連絡調整及び水利に関すること。
- (4) 水道施設(配水管を除く。)及び水道局庁舎に係る耐震化及び保守保全に関すること(工事課の所管に係るものを除く。)
- (5) 浄水場及び高区配水施設に係る施設整備事業に関すること。
- (6) 水道施設(配水管を除く。)の設備更新計画に関すること。

#### 配水センター

- (1) 送・配水施設及び高区配水施設に係る維持管理に関すること。
- (2) 配水量の調整及び管理運用の総括に関すること。
- (3) 配水情報の管理及び解析に関すること。

#### 藻岩浄水場

- (1) 藻岩浄水場、西野浄水場及び宮町浄水場の浄水並びにこれらの浄水場の運営管理に関すること。

#### 白川浄水場

- (1) 白川浄水場及び定山溪浄水場の浄水並びにこれらの浄水場の運営管理に関すること。

#### 水質管理センター

- (1) 水質の試験及び調査研究に関すること。
- (2) 水道水源の水質保全に関すること。

### 3. 職員配置表

(令和3年3月31日現在)

部 別	課 別	定 員	現 員			計	備 考
			事務職員	技術職員	その他の 職員		
	管 理 者	1 人	1 人	人	人	1 人	
総 務 部	総務部長・営業担当部長	2	2			2	
	総務課	18	18	2		20	
	財務課	17	17			17	
	企画課	13	6	8		14	
	営業課	13	17			17	
	中部料金課	36	36			36	
	北部料金課	49	47		1	48	
	南部料金課	37	36			36	
	計	185	179	10	1	190	
給 水 部	給水部長・配水担当部長 ・浄水担当部長	3		3		3	
	計画課	32	9	23		32	
	工事課	42		42		42	
	給水課	24	2	22		24	
	給水装置課	32	8	23		31	
	中部配水管理課	36	2	31	2	35	
	北部配水管理課	42	2	39	1	42	
	南部配水管理課	58	2	53	2	57	
	西部配水管理課	33	2	29	1	32	
	施設管理課	13		13		13	
	配水センター	31	1	30		31	
	藻岩浄水場	23	1	21		22	
	白川浄水場	41	2	36	3	41	
	水質管理センター	22	1	21		22	
	計	432	32	386	9	427	
	合 計	618	212	396	10	618	

(注) 管理者は、事務職員の欄に記載した。

## 4. 年齢別・勤続年数別職員構成表

(1) 年齢別職員構成表

(注) 管理者は事務職員として集計している。

区分 年齢別	事務職員		技術職員		その他の職員		合計		構成比率 (%)	
	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31
20才未満	0	0	3	3	0	0	3	3	0.5	0.5
20才以上～25才未満	5	4	18	26	0	0	23	30	3.7	4.8
25 " ～30 "	21	26	72	67	0	0	93	93	14.9	15.0
30 " ～35 "	21	16	59	61	0	0	80	77	12.8	12.4
35 " ～40 "	17	16	43	45	0	0	60	61	9.6	9.8
40 " ～45 "	13	17	40	40	0	0	53	57	8.5	9.2
45 " ～50 "	34	27	35	31	0	0	69	58	11.0	9.3
50 " ～55 "	35	37	40	37	5	5	80	79	12.8	12.7
55 " ～60 "	27	31	66	53	3	2	96	86	15.4	13.8
60才以上	40	40	25	35	3	3	68	78	10.9	12.5
合計	213	214	401	398	11	10	625	622	100.0	100.0
平均年齢 (歳月)	47歳7月	47歳5月	42歳4月	41歳4月	57歳6月	57歳0月	44歳6月	43歳8月	—	—

(2) 勤続年数別職員構成

(注) 管理者は事務職員として集計している。

区分 勤続年数別	事務職員		技術職員		その他の職員		合計		構成比率 (%)	
	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R2.3.31	R3.3.31
1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
1年以上～2年未満	8	13	18	23	0	0	26	36	4.2	5.8
2 " ～4 "	16	18	42	39	0	0	58	57	9.3	9.2
4 " ～6 "	17	17	64	51	3	2	84	70	13.4	11.3
6 " ～10 "	23	22	56	71	0	0	79	93	12.6	15.0
10 " ～15 "	25	27	48	47	0	0	73	74	11.7	11.9
15 " ～20 "	10	11	24	29	0	0	34	40	5.4	6.4
20 " ～25 "	10	10	8	6	1	1	19	17	3.0	2.7
25 " ～30 "	47	38	56	41	4	3	107	82	17.1	13.2
30年以上	57	58	85	91	3	4	145	153	23.2	24.6
合計	213	214	401	398	11	10	625	622	100.0	100.0
平均勤続年数 (年月)	21年7月	19年2月	16年7月	16年3月	21年4月	25年9月	18年5月	17年5月	—	—

## 5. 給与支給状況

(注) 管理者を含む

(1) 給料及び諸手当

(単位：円)

種目		区分	事務職員	技術職員	その他の職員	合計
支出人員(人)			2,569	4,783	120	7,472
給料	金額		812,001,199	1,409,354,686	39,784,800	2,261,140,685
	平均		316,077	294,659	331,540	302,615
扶養手当			18,845,313	49,042,911	730,000	68,618,224
地域手当			25,238,921	44,476,070	1,215,444	70,930,435
基本給〈小計〉			856,085,433	1,502,873,667	41,730,244	2,400,689,344
その他の手当			430,291,842	872,813,372	22,194,892	1,325,300,106
合計			1,286,377,275	2,375,687,039	63,925,136	3,725,989,450

(2) 平均給与額

(単位：円)

種目	区分	支給総額	1人当たり 平均支給月額	1人当たり 平均支給年額
給料		2,261,140,685	302,615	3,631,382
扶養手当		68,618,224	9,183	110,201
地域手当		70,930,435	9,493	113,914
その他の手当		1,325,300,106	177,369	2,128,426
合計		3,725,989,450	498,660	5,983,923

(注) 年間延支給人員

7,472 人

## 6. 広報状況

項目	名称	内容	時期	
広報用印刷物	札幌の水道	札幌の水道事業の概要を紹介する総合パンフレット (昭和34年発刊)	4月	
	水道ガイド帳	新規の水道利用者等に対して、使用上の注意事項、各種手続き等について紹介するパンフレット (昭和48年発刊)	10月	
	なるほどなっとく水道料金	札幌市の水道料金制度について分かりやすく説明したパンフレット(平成24年度発刊)	—	
	冬の暮らしガイド	凍結防止方法等紹介、市内全戸に配布(広報さっぽろ綴込み) (昭和38年発刊、広報さっぽろ綴じ込みとなったのは昭和48年から) 約100万部発行	12月	
	じゃぐち通信	身近な生活情報や、水道局で伝えたい情報を掲載したリーフレット。水道メーター検針時に直接配布。 (平成15年発刊) 約200万部発行(発行2回分の合計)	6月～7月 10月～11月	
	環境報告書	札幌市水道局の環境保全への取組やその費用と効果を示す「環境会計」を紹介した環境情報のためのパンフレット(平成15年度発刊) 平成27年度から冊子での発刊をやめ、インターネット上に掲載。	4月	
各種行事	水道週間行事	さっぽろ水道フェスタ	国において制定されている水道週間(6月1日～7日)にちなんで実施。(学校行事等と同週間と重なるため、例年6月下旬に実施。)水にまつわるステージ企画やクイズ大会などを開催。会場:札幌市水道記念館	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止
	水道記念館来館促進イベント	水道記念館秋まつり	水道事業や水環境に対する市民の理解・関心を深めること及び来館者促進を目的として例年9月ごろに実施。水にまつわるステージ企画やクイズ大会などを開催。会場:札幌市水道記念館	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止
	水道PRイベント	さっぽろアクアガーデン	水道の魅力(おいしさ・便利さ・安さ・環境への優しさなど)について理解を深めてもらうことを目的として実施。果実・ハーブで水道水を香り付けた「フレーバーウォーター」の試飲会や、「札幌水道VR」体験コーナーなどを展開。会場:札幌市北3条広場	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止
		「きき水」体験	水道水とミネラルウォーターの飲み比べにより、参加者に水道水のおいしさや安全性を実感してもらうとともに、水道への理解と信頼の向上を図ることを目的として実施。水道局主催イベントのほか、スポーツ試合会場など、各種会場でブースを出展。	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止
	冬の水道キャンペーン	水道凍結防止広報業務	ポスター掲示、デジタルサイネージ、ラジオ等、様々な広告媒体を利用し、水道凍結の恐れがある冬期の間中PRを行う。平成15年度より実施	12月～2月
		凍結注意のテレビ放映	翌朝-8℃以下の予報時、凍結注意のテロップ放映を各放送局に依頼	12月～3月



項 目	名 称	内 容	時 期
インターネット ホームページ	札幌市水道局ホームページ	緊急時のお知らせ、水道料金、水質、災害対策等の身近な情報や、事業紹介、イベント告知、ご意見ご提案コーナーなど	随 時
広報施設 運 営	水 道 記 念 館	水道の仕組みや札幌水道のあゆみ等を楽しみながら紹介。平成19年5月26日にリニューアルオープン。令和2年度来館者数 11,643人 (新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の展示やコーナーのみ開放)	6月～11月 例年は4月中旬から開館のところ、新型コロナウイルス感染症の影響により4月～5月は臨時休館
	藻岩浄水場施設案内	水道水ができるまでの過程を、実際の浄水場を見学しながら案内員がわかり易く説明。平成19年度より、隣接する水道記念館から見学ツアーを実施。	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止
報道機関	事 業 等 の 紹 介	テレビ、ラジオ、新聞等への情報提供	随 時
	断水、事故等のお知らせ	新聞社、放送局等に報道を依頼	随 時
広聴活動	水道利用者意識調査	市民3,000人を対象としたアンケート調査を実施。	2年に一度実施 (次回は令和3年度実施予定)
	「市民の声」に対する回答	市民の各種要望等に対する回答	随 時

## 7. 公務災害等発生状況

### (1) 事故発生状況

(単位:件)

項目	年度	元 年 度			2 年 度		
		被災事故	加害事故 (自損事故を含む)	計	被災事故	加害事故 (自損事故を含む)	計
業務遂行中の事故		2	3	5	0	3	3
交通事故	人身事故	0	0	0	0	0	0
	物損事故	2	26	28	2	27	29
	人身及び物損事故	0	0	0	0	0	0
	計	2	26	28	2	27	29
合 計		4	29	33	2	30	32

### (2) 公務災害認定人員

(単位:人)

項目	年度	元 年 度		2 年 度	
		認 定 人 員		認 定 人 員	
業務遂行中の事故		5		3	
交 通 事 故		0		0	
計		5		3	

### (3) 原因別事故発生状況

(単位:件)

原 因		元 年 度	2 年 度	
業務遂行中の事故	重量物の運搬	0	0	
	機械、作業用具の取扱い	2	1	
	足元、手元等の不確認	1	2	
	保護具着用の不励行	0	0	
	不可抗力	2	0	
	その他	0	0	
	計	5	3	
交通事故	安全方法違反(ハンドル、ブレーキ操作、安全速度等)	被災	2	2
		加害(自損含む)	26	27
	交差点内(左右折不適当、進行妨害、一時不停止、優先通行違反)	被災	0	0
		加害(自損含む)	0	0
	計	被災	2	2
		加害(自損含む)	26	27